

## 《介護保険料の納期(特別徴収と普通徴収)：65歳以上の方》

特別徴収：納期は、年に6回(年金が支給される月)となっています。

普通徴収：納期は、年に8回(平成21年7月から平成22年2月まで)となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※平成20年度から継続して特別徴収の人の介護保険料は、『4月・6月・8月(仮徴収期)』と『10月・12月・2月(本徴収期)』に区別されます。

①平成21年の4月・6月は、平成21年の2月に引かれた介護保険料額と同額になります。

②平成21年の8月以降の介護保険料は、年間の保険料額が確定後、年間の保険料額から、すでに納めていただいている金額(4月・6月)を引いた残りの金額が振り分けられて、引かれます。

【お問い合わせ】 介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013 (内線194・195・196) FAX 944-6551

## ～町民課に関するQ&A～

### Q1. 昼休み時間(12:00～13:00)も住民票は取れますか？

**A** 町民課では、住民サービスの向上を目的として、12:00～13:00の昼休み時間でも証明書を取ることができます。ただし、昼休みに行っている業務は、各種証明書の発行業務(住民票・印鑑登録証明書・戸籍の謄抄本)のみになります。

### Q2. 昼休み時間(12:00～13:00)も転入の手続きはできますか？

**A** 住民票異動の届出(転入等)、住民基本台帳カード、公的個人認証申請(電子証明)、戸籍関係の届出等については、昼休み以外の時間をお願いします。昼休み時間に出された住民票異動、戸籍届出等については、一旦お預かりし、13:00以降に審査することになります。また、住民基本台帳カード、公的個人認証申請は時間がかかりますので、時間に余裕をもって来庁されますようご協力をお願いします。

### Q3. 住民票の異動の手続きは、いつまでに行えばいいですか？

**A** 転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村役場(町民課)に届け出なければなりません。転出届については、転出する日までに届出をして下さい。

### Q4. 戸籍の届出(婚姻届等)はいつでも出せますか？

**A** 戸籍の届出は、いつでも行うことができます。ただし、平日の8:30～17:15(12:00～13:00を除く)の業務時間以外は届書の審査を行えないため、一旦、届書をお預かりし、後日審査することになります。(休日等は警備員がお預かりします)審査の結果、届書の内容に不備がある場合などは、再度、役場に来てもらい修正をお願いすることがあります。

なお、死亡届にともなう「火葬許可証の発行」については、年中(平日、土・日・祝日を含む)8:30～17:15のみとなります。

\*戸籍・住民票証明書等の交付、各種届出の際には、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等で本人確認を行います。

\*一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れ別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。

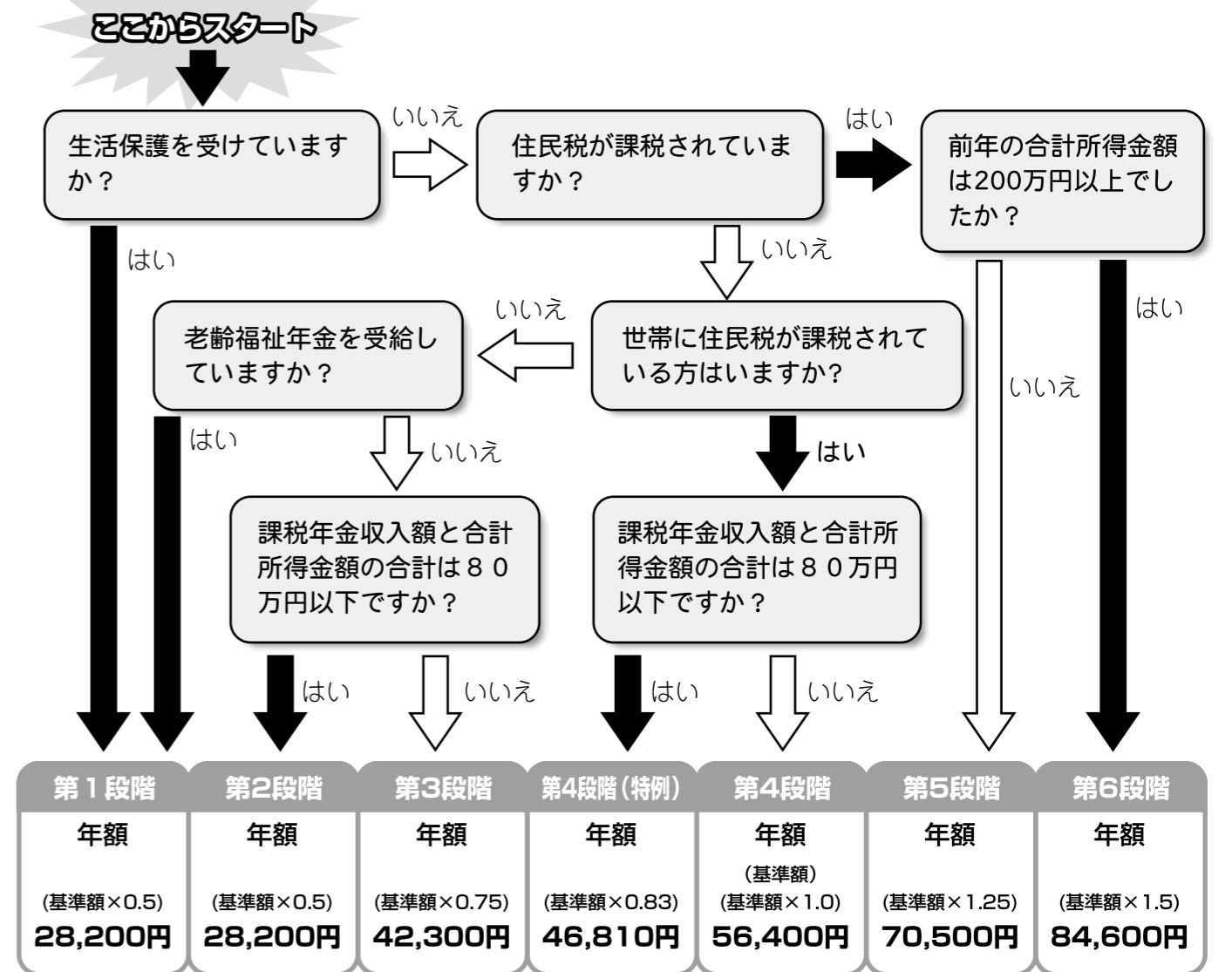
※ご不明な点がございましたら、町民課までお問合せ下さい。

お問い合わせ：町民課 ☎ 945-5012 FAX 946-6086

# 西原町の介護保険料

- 介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支えるため、必要な費用を『保険料』と公費(税金)でまかないます。
- 『65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料の基準額』は、西原町の介護保険サービスに必要な金額に応じて決まります。平成21年度の基準額は、56,400円となっています。
- 保険料は、平成20年の所得などに基づいた所得段階別の金額となり、個人ごとに決められます。

## 《介護保険料の決め方：65歳以上の方》



## 《介護保険料の納め方(特別徴収と普通徴収)：65歳以上の方》

- ◆ 年間の年金額が18万円以上ある方 → 年金から介護保険料が天引きされます。(特別徴収)
- ◆ 年間の年金額が18万円に満たない方 → 納付書(もしくは、口座引落し)で、介護保険料を納めます。(普通徴収)

※ 以下の場合、年金額に関らず、一時的に普通徴収に切り替わります。

- 現況届の提出遅れにより、年金の支給がなされなかった時
- 年度途中で、保険料額や年金額が変更になった時
- 年金を担保にした時
- 年金をもらっていない時
- 年度中に65歳になった時
- 年度中に西原町に転入した時